

（緊急制動表示灯）

第265条の2 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の3第3項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第263条第1項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては前条第1項の規定を準用する。

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の3第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 すべての制動灯又はすべての方向指示器を使用するものであること。

二 制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第263条第2項第2号から第5号までに定める基準を準用し、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第265条第2項第2号から第4号まで及び第6号に定める基準を準用する。

三 毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。

四 他の灯火装置と独立して作動するものであること。

五 自動的に作動し、及び自動的に作動を停止するものであること。

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ 二輪及び三輪以外の原動機付自転車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.23.に限る。）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ 二輪及び三輪の原動機付自転車以外の原動機付自転車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.2.23.に限る。）

ロ 二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。）

3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている緊急制動表示灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。